

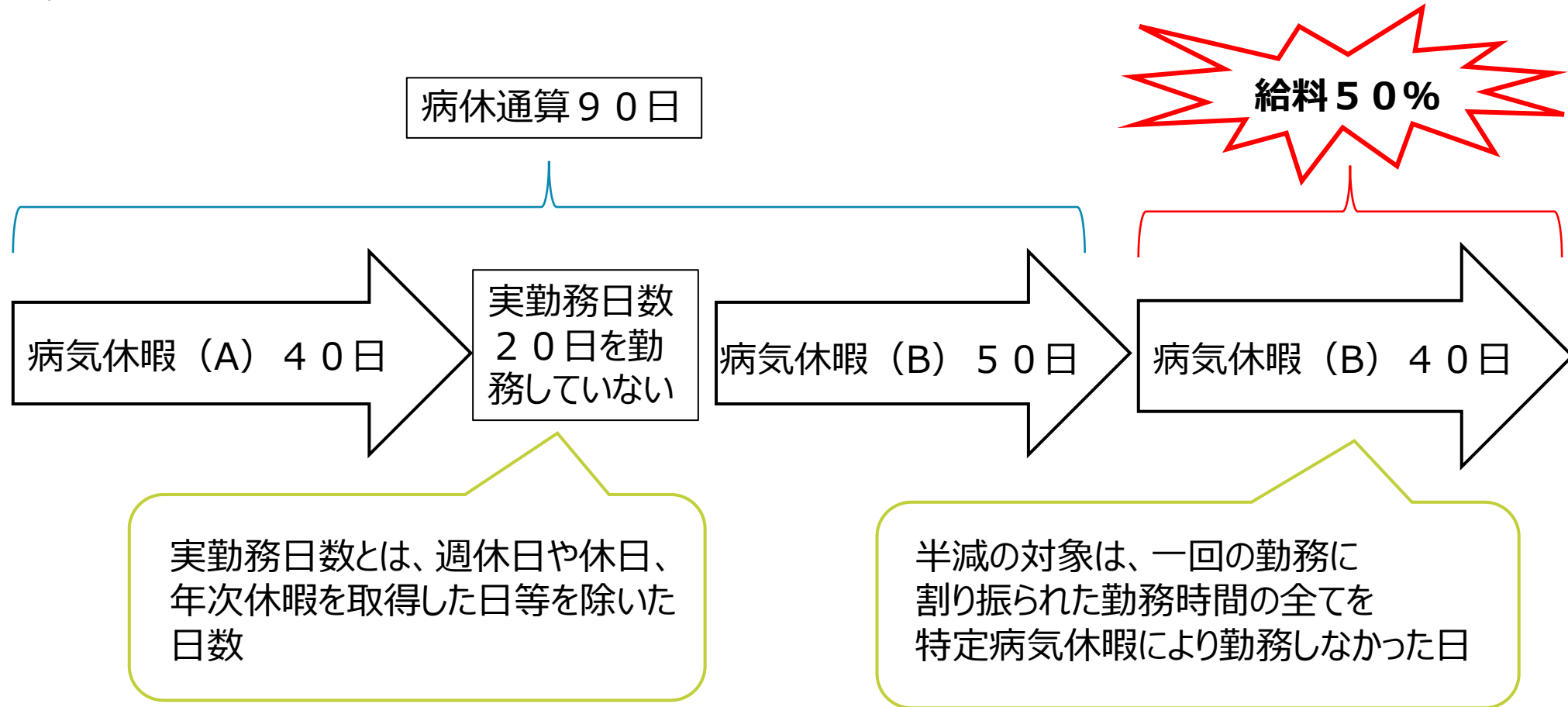
病気休暇による給料半減について

- 学校職員が負傷（公務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）又は疾病（公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。）に係る療養のため、当該療養のための病気休暇の開始の日から起算して九十日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇に係る日について給料の半額を減ずる。（給与条例附則第六項）

→勤務しない期間の考え方が重要

- 服務と給料では考え方が異なる
 - 服務上は病気休暇を取得できるが、給料は半減になるケースが存在する
 - **病気休暇簿と出勤簿**をセットで確認する必要がある

通算する病気休暇と給料半減の制度



※**服務上では**、当初の傷病（A）とは明らかに異なる傷病（B）のため療養する必要があるときは、実勤務日数が20日ない場合でも、病気休暇期間の連続性がないものとして病気休暇を承認することができる。

病気休暇による給料半減のポイント

- 病休通算判定期間（クーリング期間）が発生する条件
- クーリング期間中に病気休暇を取得した場合
- 「勤務しない期間」の考え方（特に療養期間中）

※人工透析等にかかる病気休暇、公務傷病休の場合は考え方が異なる。

病休通算判定期間(クーリング期間)が発生する条件

- 引き続き**勤務しない期間**が8日以上の場合に発生。(起算日は病気休暇日)
- 8日以上の判定に当たっては、要勤務日(勤務を割り振られた日)の日数が4日以上あることが必要。

月	4				5											
日	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
曜日	水	木	祝	土	日	月	祝	祝	祝	金	土	日	月	火	水	木
病休通算		1	2	3	4	5	6	7	8	9				1		
	年休	病休				病休				病休			勤務	病休		
病休期間中の要勤務日		1				2				3				1		

○引き続き勤務しない期間は8日以上あるが、要勤務日数は3日

⇒クーリング期間は発生しない

月	4				5											
日	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
曜日	水	木	祝	土	日	月	祝	祝	祝	金	土	日	月	火	水	木
病休通算		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		13	
	年 休	病 休				病 休				病 休			病 休	勤 務	病 休	
病休期間中の要勤務日		1				2				3			4			

○引き続き勤務しない期間は8日以上あり、要勤務日数は4日

⇒クーリング期間は発生する

クーリング期間中に病気休暇を取得した場合

- クーリング期間が発生した職員が、引き続き**勤務しない期間**の末日の翌日から実勤務日数が20日に達する前に、再び病気休暇を取得した場合、前後の病気休暇は連続しているものとみなす。

月	4				5																
日	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
曜日	水	木	祝	土	日	月	祝	祝	祝	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
病休通算		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			13	14	15	16	17	
	年休	病休				病休				病休			病休	勤務	勤務	病休	勤務 (年休2h)			病休 (2h)	勤務
病休期間中の要勤務日		1				2				3			4								
実勤務日数														1	2						1

- ①引き続き勤務しない期間の確認（＝4/28～5/9）
→引き続き勤務しない期間が8日以上あり、要勤務日が4日以上あるため、クーリング期間が発生
- ②引き続き勤務しない期間の末日の次に病気休暇を取得した日を確認（＝5/12）
→実勤務日数（5/10.11）が2日間しかないため、5/9と5/12の病気休暇は連続しているものとみなす

「勤務しない期間」の考え方

- **勤務しない期間**には、

- ・特定病気休暇の日（一日の勤務時間の一部を特定病気休暇により勤務しない日を含む）→①

- ・療養期間^{*1}中の週休日、学校職員の休日、その他の勤務しない日^{*2*3}を含む。

（給料の半減に関する規則 第3条）→②

*1 特定病気休暇を使用した日から、実勤務日の1日目となる日の直前に使用した特定病気休暇の日までの期間

*2 その他の勤務しない日には、年次休暇又は特別休暇を使用した日等（一日の勤務時間の一部を勤務しない日を含む）が含まれる。（給料の半減の運用について（通知） 第3条関係）→③

*3 その他の勤務しない日には、職専免を使用した日も含まれる。

**出勤簿で
確認！！**

月	4				5																
日	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
曜日	水	木	祝	土	日	月	祝	祝	祝	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
病休通算		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				13				
	年休	病休①	②	②	②	年休③	②	②	②	勤務 (年休2h) ③	②	②	病休 (2h) ①	年休③	勤務	勤務	病休①			年休	勤務
病休期間中の要勤務日		1				2				3			4								
実勤務日数															1	2					1

過年度戻入事案① （病休90日超の給料半減）

発生原因 病気休暇の通算規定についての理解不足

戻入金額 506,243円

◆概要

職員は平成30年4月6日から5月29日まで54日の病気休暇を取得後、産休・育休に入り令和3年4月1日に育休から復帰をした。

その後、令和3年4月6日から再び90日の病気休暇を取得した。当初の54日の病気休暇取得後に、実勤務日数が20日に達するまでの間に再び病気休暇を取得したため、前後の病気休暇は連続（＝通算）しているものとみなし、90日を超えた病気休暇の日の給料を戻入した。

◆本事案の問題点

- ・ 病気休暇の申請があった際に、通算される病気休暇があるかを確認をしていなかった。

過年度戻入事案② （病休90日超の給料半減）

発生原因 病気休暇の通算規定についての理解不足

戻入金額 202,660円

◆概要

職員は令和2年度頃から透析治療のため通院を行っており、週1回程度の頻度で1日単位等の病気休暇を取得していた。年次休暇や特別休暇も取得しており、引き続き勤務しない期間が発生したことによりクーリング期間が引き続いているため、通常であれば病休期間が引き続くものとして通算期間をカウントするところ、透析治療による通院加療として一部通算期間に含めていないものがあった。通院加療として病休通算から除くためには、定められた様式により医師の診断書を受領し、市町村教育委員会の承認が必要であったが、校長が通院加療を承認するのみで処理を行ってしまっていた。改めて確認したところ、医師の診断書を受領し、市町村教育委員会の承認を受けた期間は令和5年2月以降であったため、それ以前の通院加療分は通算期間として考える必要があり、前後の病気休暇は連続（＝通算）しているものとみなし、90日を超えた病気休暇の日の給料を戻入した。

◆本事案の問題点

- ・ 病休半減に係る規程をよく確認せず、校長の判断のみで通算しないものとして扱っていた。
- ・ 病休半減について、市町村教育委員会にも教職員課にも相談をしていなかった。